

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた 東大和市取組方針

(平成30年5月18日市長決裁)

(令和3年3月31日 改訂)

1 趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の開催に向け、東大和市の基本的な考え方や取組項目をまとめ、共通認識の下で各取組を推進していくことを目的として、ここに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東大和市取組方針」を策定します。

2 基本的な考え方

東京2020大会の開催に向け、東大和市は、開催都市の一員として、関係団体等と連携・協力をし、大会の成功に向けた取組を推進していきます。

また、この東京2020大会を東大和市の地域活性化の好機と捉え、東大和市第二次基本構想に定める将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現に向けた原動力となるよう、有形・無形のレガシーの創出に取り組んでいきます。

3 取組方針

上記の基本的な考え方を踏まえるとともに、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が大会開催準備の枠組みを提供する基本的な計画として策定した「東京2020大会開催基本計画」(2015年2月)や東京都が2020年のその先を見据え、価値あるレガシーを残すための取り組みをまとめた「2020年に向けた東京都の取組」(2017年12月:東京都)等の内容を踏まえ、整合性をとりながら、以下に東大和市の東京2020大会の開催に向けた5つの取組方針を定めます。

【5つの取組方針】

- 1 次世代を担う人材育成
- 2 スポーツ及び障害者スポーツの普及・啓発と健康増進
- 3 東京2020大会開催への協力と気運醸成
- 4 文化振興及び国際交流の推進と平和意識の高揚
- 5 観光及び産業の振興と多言語対応

4 取組期間

平成30年(2018年)5月18日から令和4年(2022年)3月31日までとします。



5 各方針の内容等

（取組方針1）次世代を担う人材育成

次世代を担う子ども達にとって、東京2020大会の記憶が後世に残ることを目指した取組を行います。

また、オリンピック・パラリンピック教育を通して、オリンピック憲章の精神を学ぶとともに、豊かな国際感覚や多様性を尊重する意識等の醸成を図り、バランスの取れた人材を育成します。

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達を対象とした大会開催気運醸成の取組実施 ・オリンピック・パラリンピック教育推進校事業実施 ・スポーツ及び障害者スポーツ事業の実施
創出されるレガシー	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020大会の感動や記憶の共有 ・次世代を担う子ども達の多様性を尊重する意識・態度や国際感覚の醸成 ・障害者や共生社会に関する理解促進
関係課	企画課、障害福祉課、教育指導課、社会教育課

（取組方針2）スポーツ及び障害者スポーツの普及・啓発と健康増進

スポーツ及び障害者スポーツ等に関する事業を実施するとともに、体育施設等のバリアフリー化等を行い、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、スポーツ実施率の向上や健康増進を図ります。

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ及び障害者スポーツ事業の実施（再掲） ・健康増進事業の実施 ・体育施設等のバリアフリー化等
創出されるレガシー	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ実施率の向上 ・障害者や共生社会に関する理解促進（再掲） ・運動習慣定着による健康増進 ・スポーツや健康づくりに親しむ環境整備
関係課	高齢介護課、健康課、障害福祉課、社会教育課

（取組方針3）東京2020大会開催への協力と気運醸成

東京2020大会を支えるボランティア育成を推進するとともに、ボランティア文化の定着を図ります。また、積極的に大会開催気運醸成に取り組むことで、東京2020大会を盛り上げていきます。

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020大会を支えるボランティア育成 ・大会開催気運醸成の取組実施や啓発品の掲出
創出されるレガシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア人口の増 ・ボランティア活動参加意識の醸成 ・東京2020大会の感動や記憶の共有（再掲）
関係課	企画課、地域振興課、全課



(取組方針4) 文化振興及び国際交流の推進と平和意識の高揚

東京2020大会の開催を契機としてスポーツのみならず、文化に親しむ環境づくりを推進し、地域文化や国際文化の理解促進を図ります。また、オリンピック憲章の精神を鑑み、平和な社会の実現を目指し、平和意識の高揚に取り組んでいきます。

取組内容	<ul style="list-style-type: none">・文化振興事業の実施・国際交流事業の実施・平和事業の実施
創出されるレガシー	<ul style="list-style-type: none">・地域文化や国際文化の理解促進・外国人居住者との交流推進・平和意識の高揚
関係課	地域振興課、社会教育課、中央公民館、中央図書館

(取組方針5) 観光及び産業の振興と多言語対応

観光ボランティアの育成に努め、市の産業や観光に関する魅力を国内外に向けて発信していきます。また、公共施設、市内の表示、案内板及び標識の多言語対応を推進します。

取組内容	<ul style="list-style-type: none">・観光及び産業に関する事業の実施・観光及び産業に関する対外的な情報発信・観光ボランティアの育成・公共施設、市内の表示、案内板及び標識の多言語化の検討及び実施
創出されるレガシー	<ul style="list-style-type: none">・観光及び産業の活性化・外国人が安心して生活できる環境の整備
関係課	総務管財課、産業振興課、地域振興課、環境課、都市計画課、土木課、社会教育課、中央公民館、中央図書館

6 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進む中、令和2年(2020年)3月に、アスリート及び観客の安心・安全を確保することが最も重要であるとの観点から、国際オリンピック委員会(IOC)と東京2020組織委員会から東京2020大会の1年延期が発表されました。

これを受け、本方針の取組期間を見直す必要が生じたことから、令和3年(2021年)3月に、改訂を行いました。

(2) 本方針に基づく取組内容については、実施計画を策定のうえ、推進していくものとします。

(3) 各取組内容については、関係課が主体的に推進し、他に関係課等がある場合は、当事者間で連携や調整を図り、推進していくものとします。

(4) 本方針に基づく取組についての進行管理は企画課が行うこととします。

